

平成17年度大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会  
利用対策部会及び森林生態系部会合同部会  
議事概要

◆日 時 平成17年8月30日(火) 12:30~14:30  
◆場 所 奈良県新公会堂 第3・第4会議室  
◆出席者 検討委員／井上 龍一 奈良教育大学付属小学校 教諭  
木佐貫 博光 三重大学 助教授  
小船 武司 日本野鳥の会奈良支部 支部長  
高田 研一 高田森林緑地研究所 所長  
田垣内 進一 神習教大台ヶ原大教会 教長  
田村 義彦 大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長  
長嶋 俊介 鹿児島大学多島園研究センター 教授  
西田 正憲 奈良県立大学 教授  
野間 直彦 滋賀県立大学 講師  
日野 輝明 独立行政法人森林総合研究所関西支所  
野生鳥獣類管理チーム長  
日比 伸子 樞原市昆虫館 学芸員  
横村 久子 京都女子大学 教授  
村上 興正 元京都大学 講師  
横田 岳人 龍谷大学 講師

関係機関 (オブザーバー) /

国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局企画輸送課  
林野庁近畿中国森林管理局計画部指導普及課  
奈良県農林部森林保全課  
三重県環境森林部自然環境室  
上北山村地域振興課  
川上村産業振興課  
吉野きたやま森林組合上北山支所  
(株)近鉄ステーションサービス 大阪営業部  
奈良交通(株)自動車事業本部乗合バス事業部  
吉野熊野観光開発(株)

環境省/近畿地区自然保護事務所長、自然環境計画課事業係長 他

## ◆議 事

### (1) 平成17年度大台ヶ原利用対策調査について

#### ◆議事概要（会議は公開で行われた）

##### 議事（1）

○利用対策部会長に長嶋委員、森林生態系部会長に村上委員を選出のうえ、本日の議事は利用対策が主であることから、本議事における利用対策部会・森林生態系部会合同部会長に長嶋利用対策部会長を選出。

○資料に基づき、平成17年度大台ヶ原利用対策調査について事務局より説明。

○委員からの主な指摘等

##### （公共交通利用促進の検討について）

- ・チラシ及びポスター等の広報については、地域情報とリンクされていることが望ましい。

→チラシ等にはHPのアドレス及びQRコードを掲載し、HP上で地域情報の紹介を行うようしている。またチラシについては、地域情報パンフレット等と合わせて配布するなど、配布方法を工夫していきたい。

- ・HPにはアクセス方法だけでなく、コースガイド、帰りのバス時刻までの山頂における時間の使い方に関する情報を記載するとなお良い。

・公共交通利用促進に関する取り組みは評価されるが、逆にマイカー規制に向けた気運がそがれないか、また外部の方々にマイカー規制をあきらめて公共交通利用促進にシフトしたと誤解されないか懸念される。

→公共交通利用促進については、マイカー規制への第一段階として位置付けており、今後も引き続きマイカー規制の導入に向け、関係機関等と調整していく。

- ・マイカー規制は推進計画にも明記されている事項なので、広報の際には、その旨（公共交通利用促進はマイカー規制への第一段階）を明記していくべきである。

・マイカー規制へのステップ（現在はどの段階なのか）を明確にすることが必要。

・公共交通の利用が促進されることによって、大和上市からのバスに乗車できない人が出ないよう検討しておく必要がある。

→ピーク時については、これまで奈良交通がバスの増便を行っている。今年度もある程度の利用予測は可能なため、公共交通を利用していただいた方々に迷惑がかからないよう、奈良交通と協議して対処したい。

- ・観光バスについては、どのような扱いを考えているのか。また、公共交通利用促進キャンペーンの新聞掲載は考えているか。

→観光バスの扱いに関する意見は様々であるが、ガイド研修を開催するなどして、適正な利用を図っていきたい。新聞掲載については、費用対効果の観点から、今年度は予算的に難しかった。

##### （自動車利用に伴う自然環境影響調査について）

- ・苔類調査については、直接的に自動車利用の影響を評価できるものではないこ

とをはっきり認識すべき。

- ・蘚苔類の調査箇所は、基礎となる土永氏らの調査箇所（5箇所）のうち西大台の3箇所のみで実施する予定になっているが、残りの2箇所についても実施するべき。駐車場付近での調査も必要ではないか。また調査の際には、現場・調査方法を熟知している土永氏に協力を依頼してみてはどうか。  
→調査箇所については、利用調整地区の導入検討との関連から西大台の3箇所としているが、今回のご意見を踏まえて検討したい。

(利用影響調査について)

- ・オオバコの分布は、自然環境への人為の影響として分かりやすい指標であるが、森林生態系に大きな影響を及ぼすとは言えない。森林生態系に影響を及ぼす要因としては、歩道の斜面崩壊など他の要因を考えるべき。

(利用調整地区の導入検討について)

- ・利用調整地区の導入に向け、新たに設置を予定している協議会と本部会の位置付けを明確にする必要がある。利用適正化協議会に関する局長通知、法制度上の関連条文を関連する委員に送付すること。

→協議会は、環境省の通知を基に関係機関との合意形成の場として設置するもの。

協議会にて議論いただいた計画を中央環境審議会に諮問することになる。利用対策部会にも十分意見を伺いながら進めたい。進め方については整理する。局長通知等は後日送付する。

- ・そもそも利用調整地区は原生的な自然を有する地域へ指定するものであるが、各地での取り組みを見ると過剰利用地域での指定と解釈を誤っているように見える。大台ヶ原においては原生的な自然を有する西大台に利用調整地区を導入すべきである。
- ・過剰利用に対する利用調整なのか、原生的な自然を有する地域における利用調整なのかについてはコンセンサスが必要。
- ・大台ヶ原の自然再生と利用を考えるにあたり、ゾーニングの検討は非常に重要である。特に特別保護地区に囲まれた核心的な区域に駐車場等が整備され、バッファーアとなる区域が設けられていない状況が問題である。
- ・大台ヶ原については、東大台・西大台ともに利用調整地区を設定すべきものと考えている。
- ・自然再生とワイスユースは矛盾しないことを前提とすると、基本的には規制、制限を加えながら、許される範囲で利用するという姿勢が必要である。
- ・利用調整地区については、利用対策部会の考えを十分踏まえた原案を基に議論すべき。

(総合的な利用メニューの充実検討・普及啓発について)

- ・実施する利用メニューは、推進計画に沿った形で整理すると分かりやすくなる。
- ・推進計画の目標は、公共交通利用促進ではなくマイカー規制である。シンポジウムについても、推進計画に基づいて行う取り組みであることを踏まえ、目的等の

整理が必要である。

- ・キャンプ指定地については、登山利用のあり方と必要性、予測される自然環境への影響等について検討できる資料を整理すること。
- ・推進計画は、地元にとってもメリットがあるはずなのだが、そのことが理解されていない。自然体験プログラムを充実していくことで、エコツーリズムとして地域振興につなげていくことができる。エコツーリズムに向けた取り組みを進めているということを打ち出して、地元の理解を深めていくことも必要である。マイカー規制についても、エコツアーなどを含めた地域の視点をはっきり打ち出す中で、理解を求めていくことが大切。

[文責：近畿地区自然保护事務所]